

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 停止条件付遺贈と相続税

**Q** : 父が「現役でK大学に合格すればA土地を遺贈する」という遺言を残して今年の1月に亡くなりました。私は現在高校3年生で、来年の春にK大学を受験する予定です。

このような場合、相続税の申告はどうすればよいのでしょうか。

**A** : その遺贈の目的となった財産は未分割財産として取り扱うこととなります。

### 【解説】

相続税の申告書の提出期限は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内と規定されています。

ご質問の場合は、来年の春にならないと条件の成否は未定の、いわゆる停止条件付遺贈です。停止条件付きの遺贈があった場合には、その条件が成就するまでは遺贈の効果が発生していないこととなります。そのため、相続税の申告期限までに条件が成就しない場合には、その遺贈の目的となった財産は、未分割財産として取り扱い、相続人が民法に定める相続分によって取得したものと計算し、申告することとされています。

ただし、相続人がその財産を相続財産として分割し、その分割に基づいて申告した場合には、その申告は認められることになっています。

また、後日、あなたがK大学に現役合格(条件成就)しその財産を取得することになったときは、その取得後の取得遺産価額により税額の計算をやり直し、修正申告又は更正の請求によって精算することになります。

